

第49回 原子力委員会臨時会議 議事録

<日時> 1992年12月4日(火) 10:30～

<場所> 原子力委員会会議室

<議題>

- (1) 日本原子力研究所原子力第1船原子炉の設置変更(放射性廃棄物の廃棄施設等の変更)について(答申)
- (2) 動力炉・核燃料開発事業団大洗工学センターの原子炉の設置変更(重水臨界実験装置及び高速実験炉原子炉施設の変更)について
- (3) 高レベル放射性廃棄物対策推進協議会の動向について
- (4) 高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術報告書について
- (5) その他

<審議事項>

- (1) 議事録の確認

事務局作成の第48回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。

- (2) 日本原子力研究所原子力第1船原子炉の設置変更(放射性廃棄物の廃棄施設等の変更)について(答申)

平成4年10月15日付け4安(原規)第305号をもって、内閣総理大臣から諮問を受けた標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係わる部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注) 本件は、原子力船「むつ」の解役に伴う解体物の保管に使用するため「むつ」の附帯陸上施設施設内に保管建屋を建設するとともに燃料・廃棄物取扱棟の一部を変更し、また附帯陸上施設のうち大湊附帯陸上施設を設置変更から削除を行うものである。

- (3) 動力炉・核燃料開発事業団大洗工学センターの原子炉の設置変更(重水臨界実験装置及び高速実験炉原子炉施設の変更)について

平成4年10月12日付け4安(原規)第221号をもって、内閣総理大臣から諮問を受けた標記の件について、科学技術庁から設置変更の目的等について説明がなされ、引き続き審議することとした。

注) 本件は、重水臨界実験装置及び高速実験炉原子炉施設に係わるも

のである。重水臨界実験装置については未臨界度測定実験の機能を追加するため、炉心の改造及び燃料体の追加等を行うものである。また高速実験炉原子炉施設については燃料要素の寿命限界把握のため、プルトニウム、ウラン混合炭化物及びプルトニウム・ウラン混合窒化物を燃料材として用いた試験用要素の追加等を行うものである。

(4) 高レベル放射性廃棄物対策推進協議会の動向について

標記の件について、事務局から高レベル放射性廃棄物処分事業に関する準備のための組織について、設立の目的、業務内容等について説明がなされ、了承された。

(5) 高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術報告書について

標記の件について、動力炉・核燃料開発事業団から報告がなされた。また、本報告書について、今後、放射性廃棄物対策専門部会において評価、検討していくこととした。